

## 建設工事等に係る一般競争入札の手引き

山武郡市広域水道企業団では、入札・契約制度の透明性、競争性をより一層高めるために、平成20年度から郵送による事後審査型の一般競争入札を導入し、実施しております。

本制度は、一定の資格要件に該当するものが、郵送により入札参加をし、開札後において、資格要件の適否審査を実施し、落札者を決定するものです。

「建設工事等に係る一般競争入札（郵便・事後審査型）」の概要及び申請手続き等は次のとおりです。

### 1. 適用対象

建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札（郵便・事後審査型）の対象は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により管理規程で定める額を超える設計金額の建設工事等を予定しています。

ただし、緊急を要する場合、工期に制約がある場合など、特別な事情がある場合は、一般競争入札によらない適用除外事項を定めております。

### 2. 資格要件

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加資格者名簿に発注する建設工事等と同業種で登載されていなければなりません。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加することが出来ません。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該工事の入札前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所から更生手続開始決定がされていない者
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (3) 山武郡市広域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止の措置又は、山武郡市広域水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を、発注工事の公告日から開札日までの間、受けていない者でなければなりません。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び山武郡市広域水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者でなければなりません。

(5) 発注工事に係る入札公告（以下「入札公告」という。）に次に掲げる要件が定められている場合は、これらの要件も満たしていることが必要となります。

ア 発注工種に係る当企業団の格付等級又は総合評定値に関すること

イ 営業所の区分（本店又は支店等の区分）及びその所在地に関すること

ウ 発注工事と同種工事の施工実績に関すること

エ 主任技術者又は監理技術者の配置に関すること

オ 近接工事に関すること

カ その他発注工事を施工するために必要と認められること

### 3. 入札公告

入札に関する公告（第1号様式）を当企業団庁舎内に設置する「入札・契約情報に関する掲示板」に掲示すると共に山武郡市広域水道企業団ホームページ「入札・契約情報」（以下「ホームページ」という。）に「建設工事等に係る一般競争入札の実施について（以下「公告文」という。）」を掲載し、「入札参加資格」及び「入札参加手続き等」を公告します。

### 4. 設計図書等の公表等

当該入札に係る建設工事等の図面、設計書、仕様書、現場説明書等（以下「設計図書等」という。）は、入札公告に定める期間中、総務課において閲覧することができます。

また、設計図書等の資料の配付方法等については、公告文に記載されますので、その方法に基づき入手してください。

なお、設計図書等の配付を受けなかった者は、入札に参加できません。

### 5. 設計図書等に対する質疑

設計図書等の内容について質疑があるときは、現場説明書に記載した期限までに質問書（第2号様式）をもって、回答を求めることができます。質問書の提出先、受付期限等は公告文に記載します。

質問に対する回答は、公告文に記載する期日までにホームページに掲載します。

### 6. 入札方法等

入札に参加を希望する場合は、入札書（入札約款第1号様式）及び工事費内訳書（入札公告において提出を求めている場合は不要。以下「内訳書」という。）を作成し、必要事項を記載した内封筒に封かんの上、建設工事等に係る一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び誓約書（入札約款第3号様式）とともに、必要事項を記載した外封筒に入れて、公告文に記載する期日までに下記により郵送してください。

持参した入札書は受理できません。

なお、封筒への必要事項の記載内容については、別紙「封筒記載事項」を参照してください。

入札書等の様式は、入札ごとにホームページからダウンロードすることができます。

- (1) 郵 送 期 限      入札ごとに公告文に記載します。(郵送期限を過ぎて到達したものは無効となります。)
- (2) 郵 送 先      日本郵便(株)東金郵便局留 (〒283 - 8799)  
山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班
- (3) 郵便の種類      書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかによる。
- (4) 必要事項の記載要領      別紙「封筒記載事項」を参照のこと。
- (5) そ の 他      入札書、内訳書、申込書及び誓約書の日付は、作成日又は投函日を記入すること。

なお、(2)の郵送先以外に郵送された封書及び記載事項の記入漏れまたは誤記がある封書は開札前に無効としますので十分ご注意ください。

## 7. 工事費内訳書

入札公告において工事費内訳書の提出を求めた場合は、前項の入札方法等に示した方法により工事費内訳書を提出しなければなりません。なお、前項以外の方法により提出した者及び提出しない者のした入札は無効となりますので注意すること。

## 8. 事前確認

申込書の提出(郵送)があった場合は、名簿登載の有無、本店等の所在地、格付等級(要件設定がされている場合)、指名停止等の有無などの基本的な資格要件を満たしているか、開札前に確認をします。

これらの要件を満たしていないことが明らかな場合は、当該者の入札を無効とし、その旨を通知します。

この場合、通知を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を除く)に理由の説明を求めることができます。説明を求める場合は、あて先を「山武郡市広域水道企業団企業長」とする書面を総務課に提出してください。本書面を受理した日から起算して3日以内(閉庁日を除く)に書面をもって回答します。

## 9. 開札

指定された期日までに到達した封書は、公告文に記載した日時及び場所において、入札参加者(開札立会人2者以上選定する場合がある。)立会いの下開札を行い、入札参加者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせます。

また、入札予定価格を事前に公表しない入札において、1回目の入札で落札候補者が決定しない場合は、直ちに再度入札を2回まで実施するので再度入札用の入札書2部、誓約書及び委任状を用意し持参してください。

なお、開札に入札参加者が立ち会わない場合は、1回目の入札は当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。再度入札は辞退したものとします。

## 10. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書に記名・押印を欠く入札
- (3) 入札書の金額を訂正した入札
- (4) 入札書に誤字、脱字等があり意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 入札前に公表した予定価格を上回る入札
- (7) 複数の入札書が封かんされていた入札
- (8) 設計図書の配付を受けていない者のした入札
- (9) 内訳書の提出を求めた入札において内訳書を提出しない者のした入札（内訳書に不備がある場合も同様とする。）
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 落札候補者の決定

開札の結果、最低制限価格を設けている入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を「落札候補者」とします。なお、最低制限価格を設けていない入札にあっては予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を「落札候補者」とします。

また、同様にして以下低い価格で入札した者の順に「次順位候補者」となります。

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、ただちに当該入札者（当該入札者が開札に立ち会っていない場合は入札事務に関係の無い職員。）にくじを引かせ「落札候補者」を決めるものとします。また、次順位候補者の決定についても同様に行います。

ただし、落札候補者がいないとき又は有効な入札をした者が1人の場合は、入札を不調とします。

## 12. 資格確認及び落札者の決定

落札候補者が決定したときは、ただちに当該候補者にその旨を通知しますので、開札日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付資料を提出してください。

申請書及び添付資料の受理後、資格要件を満たしているか否かを確認のうえ、資格要件を満たしている場合には当該候補者を「落札者」と決定します。

落札候補者が資格要件を満たしていない場合は、その旨を通知し、次順位候補者について同様の手続きを行います。この場合、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に理由の説明を求めることができます。

説明を求める場合は、あて先を「山武郡市広域水道企業団企業長」とする書面を総務課に提出してください。本書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に書面をもって回答いたします。

また、上記により落札者が決定した時点で、以後の次順位候補者の資格確認は行いません。

## 13. その他

- (1) 入札書の郵送後は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができませんので、十分注意のうえ発送してください。
- (2) 入札書を郵送した者が1人である場合は、特別の事情がない限り入札を取りやめます。
- (3) 工期は、事情により変更することがあります。

## 14. 問い合わせ先

山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班

TEL 0475-55-7851

FAX 0475-55-7856

## 封筒記載事項

(外封筒)

《表 面》

日本郵便(株)東金郵便局留

山武郡市広域水道企業団  
総務課 契約管財班 行

切手

一般競争入札 入札書在中

《裏 面》

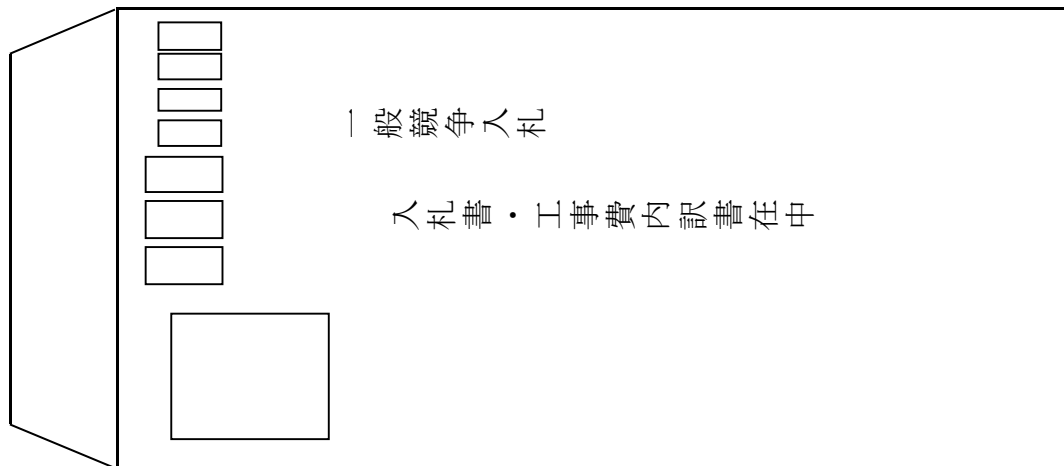
工事等の名称		
工事等の場所		
開札日時		令和 年 月 日 午 時 分
差出人	商号又は名称	
	住所	
名簿登録番号		

- ※ 郵便番号は、283-8799とすること。
- ※ 郵送先は、日本郵便(株)東金郵便局留とすること。
- ※ 郵便の種類は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便いずれかの方法により郵送すること。
- ※ 外封筒のサイズは、長形3号(120×235mm)をできる限り使用すること。

## 封筒記載事項

(内封筒)

《表面》



《裏面》

工事等の名称	
工事等の場所	
開札日時	令和 年 月 日 午 時 分
住所	
商号又は名称 代表者名	
名簿登録番号	

※ 入札書及び工事費内訳書は、必要事項（本記載事項参照）を記載した「内封筒に封かん」（封印）のうえ、「**建設工事等に係る一般競争入札参加申込書**」及び「**誓約書**」とともに外封筒に入れて、郵送すること。

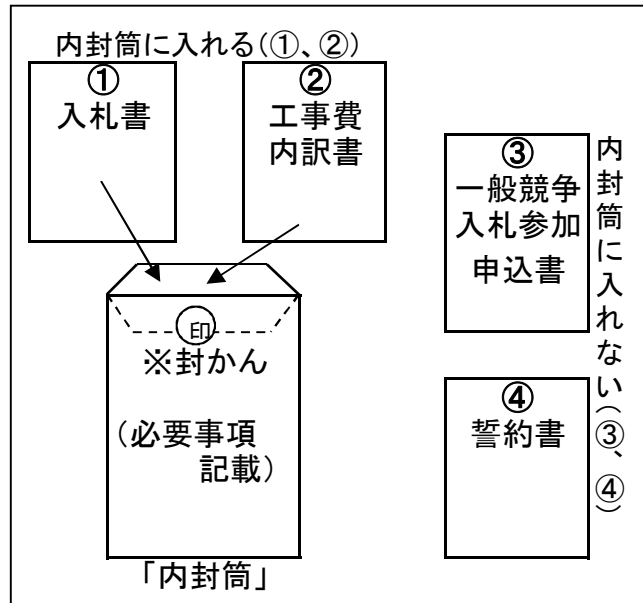
なお、入札書及び工事費内訳書の日付は、作成日又は**投函日**を記入すること。

※ 内封筒のサイズは、**長形40号（90×225mm）**をできる限り使用すること。

## 《参考》---工事等の場合

※内封筒の中身(①、②)

※外封筒に同封する中身(内封筒、③、④)



注意!(もう一度「中身」を確認する。)

